# 工事請負契約における設計変更ガイドライン

令和２年４月

川越市

（用語の定義）

1　監督‥‥‥‥契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。

2　監督員‥‥‥川越市建設工事請負契約約款第９条に規定する監督員をいう。

3　監督の方法‥監督行為を総称していう。

4　指示‥‥‥‥契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

5　承諾‥‥‥‥契約図書で明示した事項で、受注者が監督員に対し書面により申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。

6　協議‥‥‥‥書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

7　催告……発注者または受注者の間で、発注者が受注者に対し、または受注者が発注者に対し、書面により一定の行為を要求することをいう。

8　通知‥‥‥‥発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

9　提出‥‥‥‥監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

10　提示‥‥‥‥監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

11　報告‥‥‥‥受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。

12　連絡‥‥‥‥監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、電話、ＦＡＸ及び電子媒体等の署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

13　受理‥‥‥‥提出された書面を正式に受け付けること。

14　確認‥‥‥‥契約図書に示された事項について、監督員等が臨場若しくは受注者が提出した資料により、監督員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。

15　立会い‥‥‥契約図書に示された項目について、監督員等が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

16　書面‥‥‥‥手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。緊急を要する場合は電話、ＦＡＸ及び電子媒体等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

17　設計図書‥‥仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

18　仕様書‥‥‥各工事に共通する共通仕様書と各工事に規定される特記仕様書を総称していう。

19　共通仕様書‥各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

20　特記仕様書‥共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

21　現場説明書‥工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

22　質問回答書‥質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

23　図面‥‥‥‥入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。
なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

24　工期‥‥‥‥契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

25　工事開始日‥工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。

26　工事着手‥‥工事開始日以降、現実に工事の施工を始めることに限らず、労働者募集、施工計画書の作成、現場調査等の施工準備行為をいう。

# ―目　　次―


１　ガイドラインの目的 ..... 1
２　設計変更の基本事項 ..... 1
（１）設計変更の基本的な考え方 ..... 1
（２）設計変更と契約変更の違い ..... 1
（３）契約変更の範囲 ..... 1
（４）設計変更の対象となる場合 ..... 2
（５）設計変更の対象とならない場合 ..... 3
３　設計変更手続きについて ..... 4
（１）設計変更手続きの基本事項 ..... 4
（２）設計変更手続きの留意事項 ..... 4
（３）約款第１８条第１項による設計変更手続き ..... 4
（４）約款第１９条（発注者の都合による変更の場合）による設計変更手続き ..... 6
（５）約款第２０条（工事を一時中止する必要がある場合）による手続きの注意点 . 6
４　「設計図書の照査」について ..... 7
（１）設計図書の照査の基本的な考え方 ..... 7
（２）照査の結果により問題点が見つかった場合の留意点 ..... 7
（３）「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合の設計変更の手順 ... 7
５　施工方法等の指定・任意の運用 ..... 8
（１）指定・任意の基本的な考え方 ..... 8
（２）指定・任意の施工方法における留意点 ..... 8
（３）任意の運用として不適切な対応の事例 ..... 8
６　発注者の留意事項 ..... 9
７　受注者の留意事項 ..... 9
８　様式集 ..... 10

## 1　ガイドラインの目的

工事請負契約における設計変更については、変更時期や内容等について、発注者と受注者との意思の食い違いによるトラブルが生じる場合があります。

そこで、本ガイドラインは、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う事例と手続きを明らかにすることにより、設計変更を適正かつ円滑に行うことを目的としています。

## 2　設計変更の基本事項

### ⑴　設計変更の基本的な考え方

設計変更は、工事の目的を変更しない範囲で、かつ、やむを得ない場合のほか、これを行うことができません。

そのため、特に必要、かつ、やむを得ない場合で、更に施工中の工事と分離することが著しく困難な場合、入札に際して発注者が示した設計図書を発注者が変更を行うことをいいます。

### ⑵　設計変更と契約変更の違い

○　設計変更とは、工事の施工にあたり設計図書の内容の変更に係るもの。

○　契約変更とは、設計変更に伴う請負代金額の変更又は工期の変更の決定に基づき契約の変更を行うもの。

※　例外として、物価の急激な変動等により設計変更を行わずに請負代金の変更（契約変更）をする場合等もあります。

### ⑶　契約変更の範囲

次に掲げる設計変更は、契約変更の範囲を超えるものとなり、原則として、契約変更の対象となりません。

関連通知：「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和４４年３月３１日建設省東地厚発第３１号の２）

◇　設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。

◇　一式工事については、受注者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として契約変更の対象としない。

◇　変更見込み金額が請負代金額の３０％をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別途の契約とする。

⑷　設計変更の対象となる場合

川越市建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）において、主な設計変更の事由として関連する条項は下表のとおりです。

| 約款の条項 | 変更の事由 |
|---|---|
| 第１８条第１項第１号 | ①　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 |
| 第１８条第１項第２号 | ②　設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。 |
| 第１８条第１項第３号 | ③　設計図書の表示が明確でないこと。 |
| 第１８条第１項第４号 | ④　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。 |
| 第１８条第１項第５号 | ⑤　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 |
| 第１９条 | ⑥　発注者の都合による変更<br>「必要があると認めるとき」<br>※　受注者に損害を与えるときは、発注者が賠償義務を負う。 |
| 第２０条 | ⑦　工事用地等の確保ができない等のため、又は自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる（工事を一時中止する必要がある）場合。 |

⑸　設計変更の対象とならない場合

発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続きを経ていない場合は、設計変更の対象となりません。

【設計変更の対象とならない事例】

・　約款に定められている所定の手続きを経ていない場合（約款第１８条～２０条）

・　正式な書面によらない事項（口頭のみの指示、協議等）の場合

・　設計図書に条件表示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

※　「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいいます。

・　発注者に報告はしているが、「協議」が整わない時点で施工を実施した場合

・　「承諾」で施工した場合

※　「承諾」とは、契約図書で明示した事項で、受注者が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいいます。

・　当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合

・　指定されていない任意の仮設において、施工方法を変更する場合（ただし、現地条件に食い違いがある場合は除く。）

## 3　設計変更手続きについて

### ⑴　設計変更手続きの基本事項

公共工事は、個別に設計された様々な目的物を、個々に異なる現地条件、環境の下で施工しなければならず、工事の進捗とともに、当初には予見できない条件や環境の変化などが起こる場合があります。

この場合、工事目的を達成するためには設計図書の内容を変更し、それに応じて工期や請負代金額を変更することとなります。

### ⑵　設計変更手続きの留意事項

予見できない施工条件が発生した場合、受注者はその必要が生じた都度、遅滞なく通知、協議を行います。また、通知、協議については、原則書面となります。

また、受注者及び発注者は、当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の手続きにあたります。

発注者は、設計図書に施工条件の明示を徹底します。また、施工中に受注者からの質問・協議があった場合は、迅速に対応します。

### ⑶　約款第１８条第１項による設計変更手続き

以下に、設計変更の事由についての説明及び注意点と、設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手順をフロー図（図―１）で示します。（参照：２設計変更の基本事項⑷設計変更の対象となる場合①から⑤）

ａ　約款第１８条第１項による変更事由の説明及び注意点

①　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（約款第１８条第１項第１号）

この状況に該当する場合、受注者はどの設計図書に従って施工すべきかわからないことがあり、受注者が判断して施工を続けることは不適切となります。

②　設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合（約款第１８条第１項第２号）

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認し、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要があります。

また、設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して誤びゅう又は脱漏部分を訂正してもらう必要があります。

③　設計図書の表示が明確でない場合（約款第１８条第１項第３号）

具体的には、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などが該当します。この場合において、受注者が勝手に判断して、施工を続けることは不適切となります。

④　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しない場合（約款第１８条第１項第４号）

発注者は、工事現場の自然的または人為的な施工条件について十分な調査を行い、調査に基づいて施工条件の明示を期しています。受注者も設計図書から施工条件を判断し、契約締結、施工しておりますが、その条件が設計図書の定めと異なるときは、施工方法の変更、工事目的物の変更が必要となります。

自然的な施工条件：掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無

人為的な施工条件：地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、工事に関係する法令等

※　事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合は、次に挙げる⑤に該当

⑤　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（約款第１８条第１項第５号）

発注者が設計図書において施工条件として定めなかった事項に関して、工事着手後に予期することのできない特別な状態が生じた場合、契約締結時や工事施工の条件が大きく変わるため、受注者が当初の設計図書どおりに施工を続けることは不適切となります。

自然的な施工条件：工事現場の周辺の状況から特に予想し得なかったもの（一部に軟弱地盤、酸欠、有害ガスの噴出など）

人為的な施工条件：騒音問題、交通規制、埋蔵文化財の発見、住民運動、環境運動など

b　設計変更の手順【①から⑤共通】（図―１）

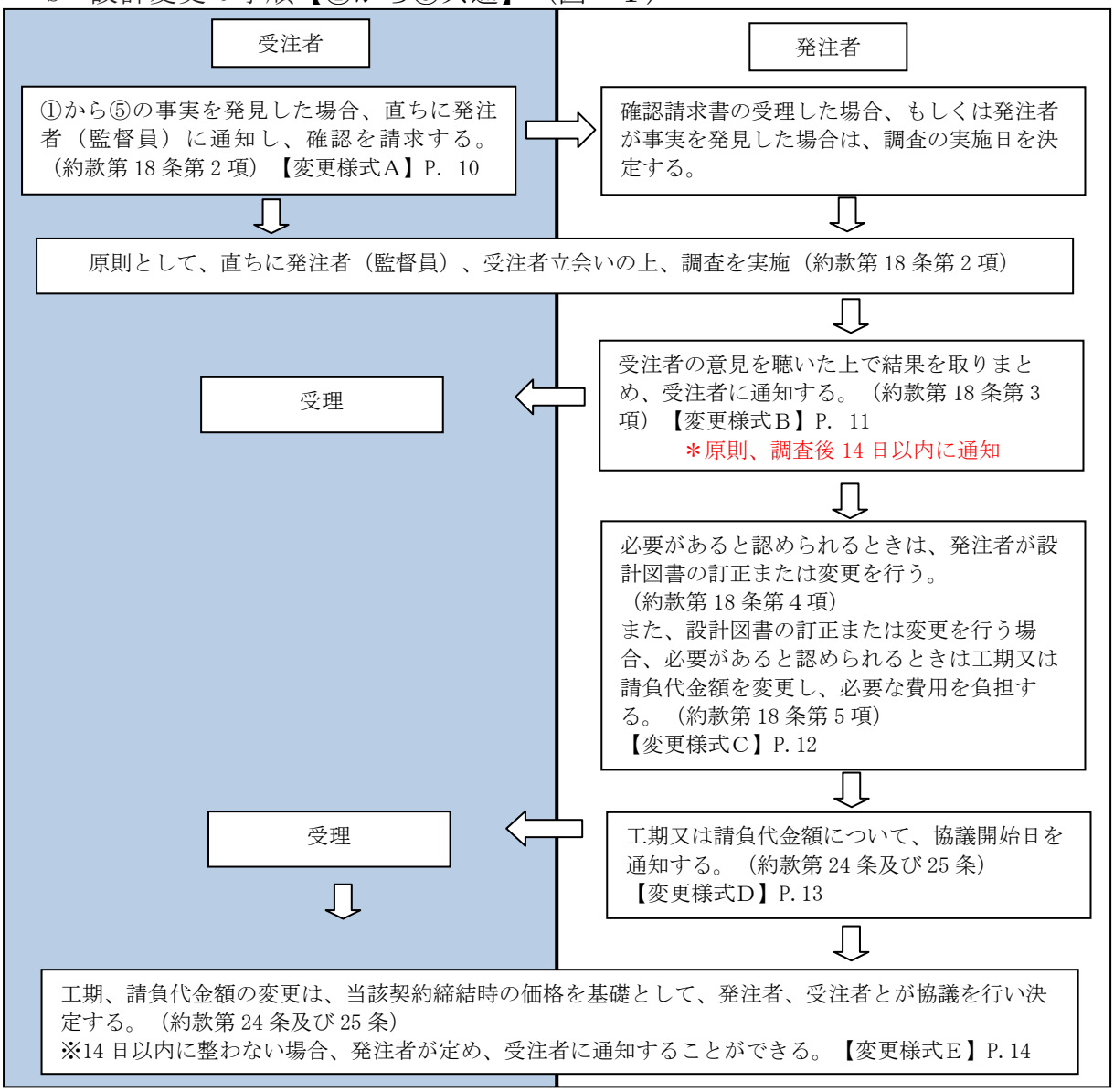

⑷　約款第１９条（発注者の都合による変更の場合）による設計変更手続き

以下に、設計変更の事由についての説明及び注意点と、設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手順をフロー図（図―２）で示します。（参照：P. ２⑷設計変更の対象となる場合⑥）

ａ　約款第１９条による変更事由の説明及び注意点

発注者は、仕様や施工方法等を十分検討した上で設計図書を作成し工事を発注しておりますが、施工途中において、発注当初の判断を変更せざるを得ない事態が生じることがあります。その場合、発注者が設計図書の変更を行い、受注者にその内容を通知します。

ｂ　設計変更の手順（図―２）

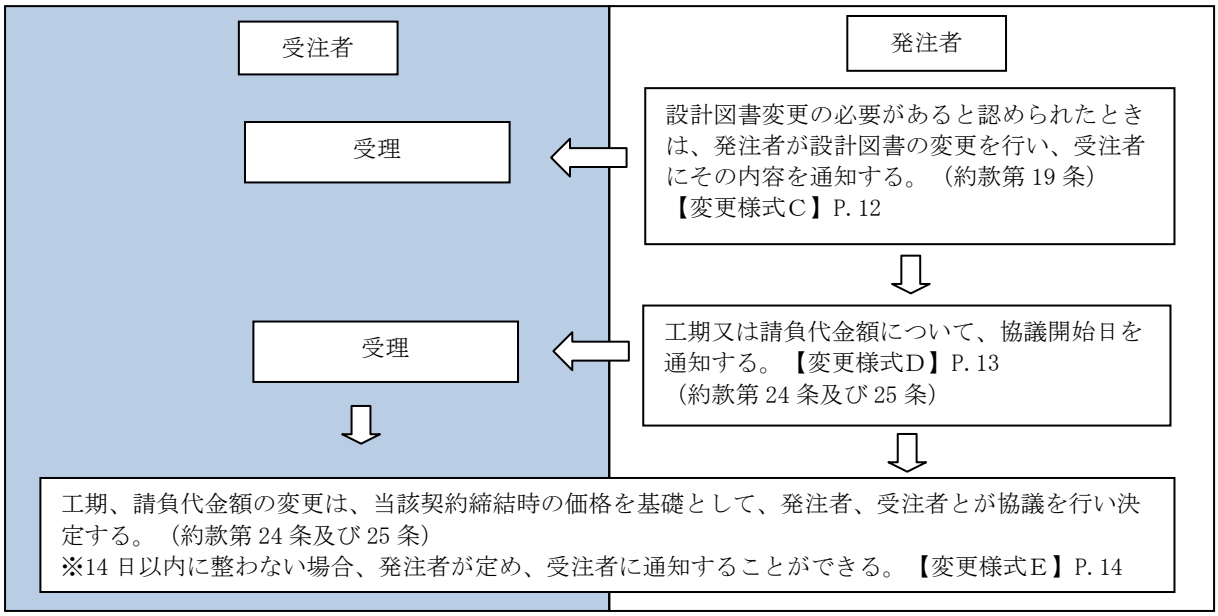


⑸　約款第２０条（工事を一時中止する必要がある場合）による手続きの注意点

受注者の責めに帰すことができない事由により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合は、発注者は、工事を一時中止させなければなりません。

また、発注者は、工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工事現場等を維持するための費用等を負担しなければなりません。

## ４　「設計図書の照査」について

⑴　設計図書の照査の基本的な考え方

「設計図書の照査」とは、設計図書に問題点が無いか確認することです。

具体的には、受注者は、施工前及び施工途中において、約款第１８条第１項第１号から第５号に該当する設計図書の問題点の照査を自らの負担により実施することです。

なお、「設計図書の照査」によって、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとなります。

［参考］埼玉県土木工事共通仕様書　第１編共通編第１章総則（平成 26 年 4 月改定）
受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第１８条第１項第１号から第５号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

⑵　照査の結果により問題点が見つかった場合の留意点

受注者は、照査の結果、当初設計等に対して契約約款第１８条第１項（参照：２設計変更の基本事項⑷設計変更の対象となる場合①から⑤）に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。なお、これらの資料作成に必要な費用については、契約変更の対象としません。

また、発注者は、受注者に「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合（例：追加調査を実施させる場合）で、必要があると認められるときには、工期、請負代金額を変更しなければなりません。

⑶　「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合の設計変更の手順

設計変更の手順は、約款第１８条第１項（P.５　b　設計変更の手順【①から⑤共通】（図-1））による設計変更に準じます。

## 5　施工方法等の指定・任意の運用

⑴　指定・任意の基本的な考え方

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段について、約款及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めます。（約款第１条第３項）

> ○　「指定」とは、工事目的物を完成する手段のうち、設計図書どおりに行わなければならない施工方法等のこと。
> ○　「任意」とは、工事目的物を完成する手段のうち、受注者の責任で決定できる施工方法等のこと(自主施工)。

⑵　指定・任意の施工方法における留意点

施工方法等は、設計図書に指定されていない場合、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲となります。ただし、任意であっても、設計変更の対象になる可能性があります。

【指定と任意の考え方】

| | 指　定 | 任　意 |
|---|---|---|
| 設計図書の取扱い | 施工方法等について具体的に指定する。<br>（契約条件として位置付け） | 施工方法等について具体的には指定しない。<br>（参考図を示す場合がある。） |
| 施工方法等の変更 | 設計変更に係る手続きが必要 | 受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）であるため、設計変更の対象にはならない。 |
| 条件明示の変更に対応した設計変更 | 設計変更の対象となる。 | 設計変更の対象となる。<br>（設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は、対象となる。） |

※　条件明示には、特記仕様書や工事数量総括表の規格・摘要欄に明示した施工条件のほか、設計図、参考図、設計計算書及び数量算出書から判読できる地盤線及び土質条件等の事項も含まれます。

⑶　任意の運用として不適切な対応の事例

以下に挙げる事例は、不適切な対応となりますので、発注者は任意の取り扱いについて十分注意が必要です。

◇　○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応

◇　標準歩掛りではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応

◇　新技術の活用について受注者から申し出があった場合に「積算上の工法で施工」するよう対応

## 6　発注者の留意事項

発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は、受注者に対して書面により通知しなければなりません。

また、工事の目的と関係のない工種の追加や別の工事で施工すべき工種の追加は、設計変更の対象になりません。

○　発注者が留意すべき点

①　制約を受ける当該工事に関する施工条件は、設計図書に必ず明示する。（条件明示について）

②　設計図書等に疑義が生じた場合は、必要な指示、承諾、協議等を書面で行う。（約款第９条４項）

③　受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、調査を行い、調査の結果を受注者に通知しなければならない。（約款第１８条第２項）

④　調査の結果、第１８条第１項の事実が確認された場合においては、発注者が必要な設計図書の訂正又は変更を行う。（約款第１８条第４項）

⑤　設計変更後の請負金額や工期は、受注者と協議の上決定する。（約款第２４条、第２５条）

関連通知：「条件明示について」（平成１４年３月２８日国官技第３６９号）
「施工条件明示について」（平成１４年５月３０日国営計第２４号）

## 7　受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるように施工する義務があり、完成させるために必要な手段については、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲となります。

ただし、設計図書に条件明示がない事項において、発注者と協議を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合などは、設計変更の対象となりません。

○　受注者が注意する点

①　催告、請求、通知、報告、申出、承諾等は、書面により行う。（約款第１条第５項）

②　工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を書面で明らかにする。（設計図書の照査）

③　設計図書と工事現場に相違がある場合、または必要な条件明示がされていないなど、施工する上で疑問が生じた場合は、速やかに発注者に確認を請求する。（約款第１８条第１項）

④　設計変更後の請負金額や工期は、発注者と協議の上決定する。（約款第２４条、第２５条）

## ８　様式集

【変更様式Ａ】確認請求書（受注者→発注者）

# 確　認　請　求　書

令和　　年　　月　　日

（提出先）
（監督員）＿＿＿＿＿＿＿＿

（現場代理人）　　印

川越市建設工事請負契約約款第１８条第１項の規定に基づき、下記事項について確認願います。

記

| | |
|---|---|
| 工　事　名 | |
| 工事場所 | |
| 工　　期 | 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで |
| 請負代金額 | 金　　円 |
| 受　注　者 | |
| 事項 | |
| 添付資料（照査を確認できるもの） | |

受付日　　令和　　年　　月　　日

監督員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

［変更様式A］

【変更様式Ｂ】調査結果通知書（発注者→受注者）

川　　第　　号
令和　年　月　日

（受注者）　　様

川越市長

調 査 結 果 通 知 書

令和　年　月　日付で確認請求書の提出がありました下記の工事について、川越市建設工事請負契約約款第18条第3項の規定に基づき調査結果を通知します。

記

| | |
|---|---|
| 工 事 名 | |
| 工事場所 | |
| 工　　期 | 令和　年　月　日から令和　年　月　日まで |
| 請負代金額 | 金　　円 |
| 調査実施日 | 令和　年　月　日 |
| 調査結果 | |
| 備 考 | |

［変更様式Ｂ］

【変更様式Ｃ】設計図書訂正（変更）について（発注者→受注者）

川　　第　　号
令和　　年　　月　　日

（受注者）　　様

川越市長

設計図書 [訂正／変更] について

令和　　年　　月　　日請負契約を締結した下記の工事について、設計図書の [訂正／変更] を通知します。

記

1　工事名

2　工事場所

3　工　期　令和　　年　　月　　日から　令和　　年　　月　　日まで

4　設計図書の [訂正／変更] の内容

5　設計図書の [訂正／変更] の理由

［変更様式Ｃ］

【変更様式D】変更に係る協議開始日について（発注者→受注者）

川　　第　　号
令和　　年　　月　　日

（受注者）　　様

川越市長

変更に係る協議開始日について（通知）

このことについて、下記の工事について、川越市建設工事請負契約約款［第２４条／第２５条］の規定に基づき協議開始日を通知します。

記

1　工 事 名

2　工事場所

3　契約締結年月日　令和　　年　　月　　日

4　協議開始日　　令和　　年　　月　　日

5　協議内容

［変更様式D］

【変更様式Ｅ】変更内容決定通知書（協議が整わない場合）（発注者→受注者）

川　　第　　号
令和　　年　　月　　日

（受注者）　　様

川越市長

川越市建設請負工事契約約款〔第２４条／第２５条〕に基づく変更内容決定通知書

令和　　年　　月　　日協議開始いたしました変更内容について、協議開始日から１４日以内に協議が整わないので、その内容を下記のとおり決定いたしましたので通知します。
なお、速やかに変更契約締結のための所要の手続きをされるよう願います。

記

１　工事名

２　工事場所

３　協議開始日　　令和　　年　　月　　日

４　決定内容　　○○の変更について

| 内容 | 当初 | 変更 |
|---|---|---|
| 請負代金 | 金　　円 | 金　　円<br>（増減　　円） |
| 工期 | 令和　年　月　日から<br>令和　年　月　日まで | 令和　年　月　日から<br>令和　年　月　日まで |

［変更様式Ｅ］